

要治療・要精密検査 放置していませんか？

糖尿病や高血圧症、脂質異常症等の生活習慣病は自覚症状がないまま徐々に進行するため、治療せずに放置すると、心疾患・脳血管疾患等が発症するリスクが高まります。

健診結果から医療機関への受診が必要と判定された場合は、自覚症状の有無にかかわらず、確実に受診しましょう。

協会けんぽの
重症化予防の取り組み

受診の際は、
健康結果と案内を
持参してください。

ご自宅へ
お送りして
いる案内

協会けんぽでは、健診における血圧、血糖、脂質検査の結果、医療機関への受診が必要と判定され、受診が確認できなかった方に対して医療機関への受診をお勧めする案内を被保険者（ご本人）様のご自宅へお送りしています。



事業主さまへの
お願い

健診結果から医療機関への受診が必要とされる従業員の方へ、早めに受診するようお声がけいただくとともに、健康診断と同様に勤務時間中に受診できるようにする等、職場環境づくりにご配慮をお願いいたします。

令和6年度 被扶養者（ご家族）様の資格の再確認を行います

提出
期限 令和6年
11月29日（金）

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が現在もその状況にあるかを確認させていただくため、「被扶養者状況リスト」をお送りし、被扶養者資格の再確認を行っています。

対象の方	令和6年4月1日時点で18歳以上の被扶養者 ※対象の方がいない事業所様には送付いたしません。	送付期間	令和6年10月7日から11月7日にかけて順次送付
提出書類	□被扶養者状況リスト ※対象の方に変更が無い場合でも提出が必要です		
添付書類	●被保険者と別居している被扶養者 □被扶養者現況申立書 □仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類 ●海外に在住している被扶養者 □被扶養者現況申立書 □海外特例要件に該当していることが確認できる書類 ●被扶養者の方で扶養解除となる方がいる場合 □被扶養者調書兼異動届 □扶養解除する方の「健康保険証」		
提出期限	令和6年11月29日（金）		

お問合せ先

協会けんぽ岐阜支部 業務グループ

☎ 058-255-5155（自動音声案内①）



全国健康保険協会 岐阜支部

協会けんぽ

〒500-8667

岐阜市橋本町2-8 濃飛ニッセイビル 14階

☎058-255-5155（代表）

電話
受付時間 8:30~17:15
（土・日・祝日 年末年始を除く）

協会けんぽ 岐阜 検索

申請書のダウンロードができます

ぜひご利用ください！

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル

0570-015-369

電話
受付時間 8:30~17:15
（土・日・祝日 年末年始を除く）

●お問合せ内容

マイナ保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ、オンライン資格確認 など